（二）配置販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）卸売販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第四十五号（第百十一条関係）
（一）店舗販売業の事後届の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）店舗販売業の事前届の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）配置販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（四）卸売販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第四十六号（第百十二条関係）
（略）
備　考
１　（略）
２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第四十七号（第百十五条の八関係）
（略）
（日本工業規格Ａ４）
備　考
氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）配置販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）
（三）卸売販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）

様式第四十五号（第百十一条関係）
（一）店舗販売業の事後届の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）
（二）店舗販売業の事前届の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）
（三）配置販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）
（四）卸売販売業の場合
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）

様式第四十六号（第百十二条関係）
（略）
備　考
（略）
（新設）

様式第四十七号（第百十五条の八関係）
（略）
（日本工業規格Ａ４）
（新設）